

総合経済対策に伴う交付税減収に対する補填等 に係る特別意見

政府は、去る11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定した。納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年度税制改正において検討し、結論を得るとされたところである。また、この減税によって生ずる個人住民税の減収額は、全額国費で補填するとされたところである。

しかしながら、所得税の減税に伴う地方交付税への影響については、年末に向けて検討を行うとされている。

国においては、令和6年度地方財政対策のとりまとめに当たり、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、所得税の減税に伴う交付税法定率分(33.1%)の減収については、確実に全額国の責任において補填するよう強く求める。

併せて、今回の減税及び給付の実施に当たる都市自治体には相当の事務負担が見込まれることから、円滑かつ効果的に実施されるよう配慮しつつ、早期に方針を示すとともに、システム改修費や事務負担の増大に対し、適切な財政措置を講じること。

令和5年11月15日
全国市長会